

## 令和元年度釜石大槌地区行政事務組合人事行政の運営等の状況

### 1 職員の任免及び職員数の状況

#### (1) 職員の任免

令和元年度において、定年退職 2 人、退職勧奨 1 人、早期退職 1 人、採用 4 人でした。

#### (2) 職員数（各年度 4 月 1 日現在）

##### ア 部門別

区分	令和元年度	平成 30 年度	対前年度増減数
総務課	4 人	3 人	1 人
汚泥再生処理センター	0 人	0 人	0 人
<b>事務局計</b>	<b>4 人</b>	<b>3 人</b>	<b>1 人</b>
釜石消防署	(1) 48 人	50 人	(1) △2 人
大槌消防署	(1) 35 人	37 人	(1) △2 人
消防本部	25 人	21 人	4 人
<b>消防計</b>	<b>(2) 108 人</b>	<b>108 人</b>	<b>(2) 0 人</b>
<b>合 計</b>	<b>(2) 112 人</b>	<b>111 人</b>	<b>(2) 1 人</b>

(注) ( )は、再任用職員を外数で表示しています。

##### イ 級別

職務の級	事務局		消防本部	
	職階	人数	職階	人数
1 級	主事補・主事	一人	消防士	27 人
2 級	主任	1 人	消防副士長	15 人
3 級	主査	0 人	消防士長	(2) 16 人
4 級	係長	1 人	消防司令補	31 人
	課長補佐	1 人	消防司令	13 人
5 級	課長補佐	一人	消防司令長	5 人
6 級	課長	一人	消防監	1 人
7 級	事務局長	1 人		
<b>合 計</b>		<b>4 人</b>		<b>(2) 108 人</b>

(注) ( )は、再任用職員を外数で表示しています。

### 2 職員の人事評価の状況

事務局は、職員の人才培养を目的とした釜石市の人事評価制度に準じて、業務及び能力開発に係る目標の設定、所属長等の評価者面談による評価を実施し、評価結果のフィードバックにより次年度人事評価の目標設定に反映しています。

消防本部は、平成 29 年 3 月制定の「釜石大槌地区行政事務組合消防職員の人事評価実施規程(平成 29 年釜石大槌地区行政事務組合訓令第 6 号)」に基づき、平成 29 年度から実施しています。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費

区分	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和元年度	1,576,936 千円	959,747 千円	60.9%
平成 30 年度	1,419,699 千円	943,045 千円	66.4%

#### (2) 給与費

区分	給 与 費				1 人当たり 給 与 費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
R1	414,660 千円	184,837 千円	169,903 千円	769,400 千円	6,870 千円
H30	417,553 千円	90,549 千円	171,456 千円	679,558 千円	6,122 千円

(注 1) 職員手当には、退職手当及び児童手当は含みません。

(注 2) 再任用職員は含みません。

#### (3) 職員手当の内容

##### ア 時間外勤務手当

区分	支給総額	職員 1 人当たり支給年額
令和元年度	31,187 千円	318 千円
平成 30 年度	26,831 千円	271 千円

(注) 再任用職員は含みません。

##### イ 期末勤勉手当

区分	6 月期	12 月期	合 計
期末手当	(0.725) 1.300 月分	(0.725) 1.300 月分	(1.45) 2.600 月分
勤勉手当	(0.450) 0.925 月分	(0.450) 0.925 月分	(0.90) 1.850 月分

(注) ( )は、再任用職員。

##### ウ その他の手当

区分	摘要
扶養手当	①配偶者 10,000 円 ②22 歳以下の子 (配偶者有) 8,000 円 ③22 歳以下の子 (配偶者無の 1 人目) 10,000 円 ④父母等 (配偶者有) 6,500 円 ⑤父母等 (配偶者無の 1 人目) 9,000 円  ※15 歳から 22 歳までの子は 5,000 円加算。 ※父母等とは、60 歳以上の父母・祖父母、22 歳以下の孫・弟妹、重度心身障害者
住居手当	貸家・間借 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し、その家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給

通勤手当	<p>① 交通機関利用者 実支給限度額 45,000 円</p> <p>② 自家用自動車利用者 距離に応じて 3,000 円から 20,900 円を支給</p>
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した場合、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を支給
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において勤務した場合、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給

#### エ 特殊勤務手当

区分	摘要
救急出場手当	救急処置、搬送等の業務に従事した消防職員に対し、1回1人当たり支給 救急救命士 600 円 機関員 450 円 救急隊員 300 円
災害出動手当	火災、その他災害（地震・津波・高潮・強風・土砂崩れ・河川増水等一切の災害を含む。）に出動した消防職員に対し、1回1人当たり支給 はしご隊員 600 円 機関員 450 円 その他消防職員 300 円
夜間特殊勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した消防職員に対し、1回1人当たり支給 ① 勤務時間が深夜の全部を含む場合 980 円 ② 勤務時間が深夜の一部を含む場合 650 円

#### オ 退職手当

区分	自己都合	勧奨・定年
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分
	最高限度	47.709 月分

#### カ 特別職等の報酬

区分	定数	年額報酬
管理者	1 人	20,000 円
副管理者	1 人	15,000 円
監査委員	2 人	9,000 円
議会議長	1 人	20,000 円
議会副議長	1 人	15,000 円
議会議員	8 人	10,000 円

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間

区分	1週間の勤務時間	始業	終業
毎日勤務者	38時間45分	午前8時30分	午後5時15分
隔日勤務者	38時間45分	午前8時30分	始業翌日の午前8時30分

##### (2) 休憩時間

毎日勤務者	正午から午後1時までの1時間
隔日勤務者	午前11時30分から午後1時30分まで間に1時間及び午後5時15分から午後7時15分までの間に1時間並びに翌日の午前6時から午前7時までの間に30分。仮眠時間は6時間

##### (3) 週休日及び休日

区分	週休日	休日
毎日勤務者	日曜日及び土曜日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
隔日勤務者	4週間ごとの期間につき8日間	

##### (4) 休暇

###### ア 年次有給休暇等

区分	対象職員数	平均付与日数	平均取得日数	夏季休暇平均取得日数
事務局	2人	40日	10.8日	4.3日
消防本部	107人	40日	12.4日	5.0日

(注1) 対象職員数は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの全期間に在職した職員数(年の途中で採用・退職したものを除く。)

(注2) 付与日数は前年からの繰越を含みます。

(注3) 再任用職員は含みません。

###### イ 病気休暇及び介護休暇

区分	人数	件数	日数
病気休暇	10人	11件	115日
介護休暇	0人	0件	0日

#### 5 職員の休業の状況

令和元年度は、育児休業の取得はありません。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分

処分の事由	休職	降任	免職	合計
勤務成績がよくない場合	0 件	0 件	0 件	0 件
心身の故障のため、職務への遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	0 件	0 件	0 件	0 件
職に必要な適格性を欠く場合	0 件	0 件	0 件	0 件
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0 件	0 件	0 件	0 件
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	0 件	0 件	0 件	0 件
刑事事件により起訴された場合	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	0 件	0 件	0 件	0 件

### (2) 懲戒処分

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令等に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

## 7 職員の服務の状況

### (1) 職務専念義務免除

免除の事由	免除件数
研修を受ける場合	1 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0 件
任命権者が定める場合	1 件
合 計	2 件

### (2) 営利企業等の従事許可

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可の件数	1 件	1 件

## 8 職員の退職管理の状況

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）」により地方公務員法等が改正されたことから、当組合では釜石大槌地区行政事務組合職員の退職管理に関する規則（平成 29 年釜石大槌地区行政事務組合規則第 6 号）を制定し対応しています。

## 9 職員の研修の状況

区分	研修の概要	受講者数
事務局	公平審査事務研修、ハラスメント相談窓口相談員向け研修等	11人
消防本部	消防職員初任教育、消防職員幹部教育(初級・中級・上級) 消防職員専科教育(火災調査科・救急科・予防・救助科) 救急救命士気管挿管病院実習、救急救命士研修、消防大学校専科教育火災調査科実務講習、ハラスメント対策研修会等	150人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理

区分	受診状況		
	対象者	受診者	受診率
生活習慣病予防健診	(2) 110人	(2) 110人	(100.0) 100.0%
胃部検診	(2) 65人	(1) 57人	(50.0) 87.7%
大腸がん検診	(2) 64人	(2) 64人	(100.0) 100.0%
胸部検診	(2) 110人	(2) 110人	(100.0) 100.0%
前立腺がん検診	12人	12人	100.0%
乳がん検診	1人	1人	100.0%
子宮がん検診	2人	2人	100.0%

(注) ( )は、再任用職員を外数で表示しています。

### (2) 福祉の向上

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条において、職員の福利厚生の計画を樹立し実施することが義務付けられており、当組合では県内の市町村等職員を会員とする一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構に加入し、機構が実施する事業により、職員やその家族の健康や生活の福祉向上を図っています。

#### ア 公費負担額等

項目	金額等	備考
会員掛金額	2,495 千円 (A)	会員数 112 人 (E)
公費負担額	2,549 千円 (B)	
公費負担額(会員 1 人当たり)	22,760 円 (C)	C= B/E
公費負担率	50.5% (D)	D= B/(A+B)

イ 公費が充当されている個人給付事業

項目	内 容
公益事業	奨学金給付、「思い出・記録集」づくり支援事業
現職者健康福祉事業	ライフプラン支援事業、厚生事業、元気回復事業 遺児育英金、検診・健康支援事業
現職者医療補助金等事業	給付事業、医療補助金、無給会員見舞金
退職者福祉事業	医療補助金、入院見舞金、長寿祝、死亡弔慰金
貸付事業	生活資金貸付事業

(3) 公務災害等

	前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
			公務上	公務外		
公務災害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(4) 職員の利益の保護

ア 職員の勤務条件に関する措置の要求

平成 30 年度末継続件数	令和元年度中新規要求件数	令和元年度末継続件数
0 件	0 件	0 件

イ 職員の不利益な処分に関する不服申し立て

平成 30 年度末継続件数	令和元年度中新規要求件数	令和元年度末継続件数
0 件	0 件	0 件